

# EU 離脱後の英国会社法とその展望（下）

## — EU 会社法との相互作用を踏まえて —

田 邊 真 敏

- 1 はじめに
- 2 英国会社法と EU (EC)
- 3 EU 会社法指令の英国会社法への編入
- 4 英国の EU 法レジームからの離脱
- 5 EU 離脱後の英国会社法（以上、第 42 号）
- 6 EU 離脱と国際会社法
  - 6.1 事業活動の規制と会社法
  - 6.2 設立準拠法主義と本拠地法主義
  - 6.3 第三国会社としての英国会社の地位
  - 6.4 英国擬似外国会社の地位
  - 6.5 英国会社の EU 域内における組織形態の選択—支店か子会社か
- 7 離脱決定後の EU 会社法の動き—デジタル社会および人権・地球環境問題への対応
- 8 離脱決定後の英国会社法の動き
  - 8.1 大会社の経営破綻とコーポレートガバナンス、監査制度、企業情報開示の強化
  - 8.2 会社登記制度の改正と経済犯罪の抑止
- 9 英国会社法の展望（以上、本号）

## 6 EU 離脱と国際会社法

### 6.1 事業活動の規制と会社法

英国の EU 離脱は、企業の英国市場または大陸市場へのアクセスに対して、とりわけ上場会社では資金調達において影響を与える。

とはいえ、EU 域内の企業にとって英国市場へのアクセスは、今後も柔軟な環境が維持されるという考えが一般的なようである。それは遡ること英国の EC 加

盟前においても英国市場への外国企業の参入は容易であったことによる。今後、弁護士や医師などについては免許規制が追加されることが見込まれるが、金融機関を別として<sup>1)</sup>、英国で事業を展開しようとする大陸側の企業に際立った障害が出てくることは想定されていない。大陸で事業活動を展開しようとする英国会社にもおおむね同じアプローチが適用されると推測されるが、大陸側では一部の事業活動に対して、より厳格な規制が設けられている<sup>2)</sup>。いずれにしても、それらは各国の会社法ではなく、会社が営む事業活動レベルでの規制となる。これらのいわゆる業法規制がどれほどの影響をもたらすかは本稿の検討対象としないが、クロスボーダー企業の事業活動にとってはかなりのブレーキになることもあり得るだろう。

会社法に視点を戻すと、第1の問題として指摘されるのは、外国会社の承認、すなわちいかなる条件の下で他の法域で設立された会社が完全な法主体として認められるかである。EU 運営条約 54 条は、「加盟国の法律に基づいて設立され、かつ、定款上の本拠、経営管理の中心または主たる営業所を連合内に有する会社は、本章の適用上、構成国の国民である自然人と同様に取り扱われる」と定めている。会社の従属法の決定基準にかかわらず、運営条約 54 条ではそれらの会社すべてが完全に承認されることになる。会社は、運営条約 49 条に定められた完全なる開業の自由を有し、いずれの EU 加盟国においても制約なく代理店、支店または子会社の形態で営業することができる<sup>3)</sup>。英国で設立された会社も EU 離

1) 金融サービス事業においては EU 離脱の影響が懸念されている (Georgina Wright, Alex Stojanovic & David Klemperer, 'Influencing the EU after Brexit', Institute for Government, 2020, p. 32, available at <https://www.instituteforgovernment.org.uk/publications/influencing-eu-after-brexit>). 「特集 — 英、EU 離脱 1 年、新たな欧州待つ試練、金融、市場分裂でコスト高」『日本経済新聞』2021 年 2 月 1 日、「英金融、止まらぬ地盤沈下、EU 完全離脱から半年、ポンド、決済シェア最低、拠点・機能流出 440 社超に」『日本経済新聞』2021 年 7 月 6 日)。本稿ではこの問題は取り上げない。なお、本稿で引用する URL の最終訪問日はいずれも 2022 年 8 月 26 日である。

2) 例えば、ベルギーでは美容師、歯科技工士、眼鏡技師などの要免許職業につき、他の EU 加盟国での免許取得者に対しても、ベルギー法に基づく要件を課している (<https://www.expatica.com/be/uncategorized/flanders-same-requirements-for-belgian-and-foreign-workers-55774/>)。なお免許要件は、営業活動が行われる法的形態に関しては中立的である。

3) 開業の自由の概念については、高橋英治『ヨーロッパ会社法概説』22 頁以下 (中央

脱まではこのメリットを享受してきた。さらに EU 法では、設立準拠法で設立された会社と、本拠地法国の会社を別異に取り扱うことが禁じられている。

## 6.2 設立準拠法主義と本拠地法主義

### (1) 設立準拠法主義

英国では、英国内で設立された会社に対しては、その事業活動場所にかかわらず英国会社法が適用される。英国は設立準拠法主義（incorporation theory）を採用しており、会社の従属法は会社が設立された地、より厳密には登記された地によって決定される<sup>4)</sup>。なお同様の概念として定款上の本拠（statutory seat）の所在地という概念を用いる国もある。設立準拠法主義によれば、登記された事務所の住所地で何らの活動が行われていなくても従属法が適用される。設立地は会社が設立された法域内で変更できるに過ぎず、設立地を他の法域に移転することはできない。このことは、EU 域内の他の法域への移転の場合も同じである<sup>5)</sup>。

仮に設立地を他の法域に移転するのであれば、それは英国法に基づく会社の解散となり、そして法主体としての継続性は移転先国がそれを受け入れる旨を定めている場合にのみ認められる<sup>6)</sup>。さらには、他の法域への移転が認められる場合であっても、相当額の課金が適用されることがある。このアプローチは、英国の EU 離脱後も変わることはない。

英国以外に設立準拠法主義をとる欧州の国としては、オランダ、スウェーデン、デンマーク、フィンランド、ノルウェー、スイス、イタリアがある<sup>7)</sup>。また、ハ

---

経済社、2020)。

4) Dicey/Morris/Collins, *Conflict of Laws*, vol. 2, 15th Ed. (Sweet & Maxwell 2012), §30-002.

5) 例外は越境合併指令、欧州会社（SE）規則、欧州協同組合（SCE）規則である。

6) See ECJ, 16 Dec. 2008, aff. C-210/06, *Cartesio Oktató és Szolgáltató bt.* 同判例の分析として、Andrzej W. Wisniewski and Adam Opalski, ‘Companies’ Freedom of Establishment after the ECJ *Cartesio* Judgment’, *European Business Organization Law Review*, Volume 10 (2009), pp. 595-625; Stefano Lombardo, ‘Regulatory Competition in Company Law in the European Union after *Cartesio*’, *European Business Organization Law Review*, Volume 10 (2009), pp. 627-648. 邦語によるものとして、今野裕之「移動の自由の原則と設立国からの会社の本拠の移転」今野裕之編著『判例 EU 私法』（2022、信山社）853-859 頁。

7) ただし、イタリアは中間的なアプローチをとっている（櫻田嘉章・道垣内正人編『注

ンガリー、チェコ、スロバキアは登記地法に従うとしているため、設立準拠法に含まれる。

設立準拠法主義の特長としては、簡明で準拠法の決定が明確であることができる<sup>8)</sup>。会社は当初の従属法の適用を受けつつ、世界中で事業活動を展開することができる。支店や出張所の形態で事業を行う場合であっても、それらは法人たる会社の一部であり、会社計算を含めて統合された経営の利点を生かすことができる。このような理由から、EU加盟国の中には、後述の本拠地法主義をとりながら、ベルギーのように欧州司法裁判所の影響を受け国内法レベルでは設立準拠法主義を選択することを検討しているものがあるほか<sup>9)</sup>、少なくとも設立国で活動する外国会社について、その存立や従属法を争うことはしないとしている国もある<sup>10)</sup>。

## (2) 本拠地法主義

本拠地法主義 (seat theory) は、会社が実際に管理されている法域と従属法を結びつける考え方である。この考え方は、国内の法主体とその活動に対して、国がより密なコントロールを行うことを可能にする。その結果、会社の本拠が設立地とは異なる地に実質上所在しているか、あるいは事実上他の国に移転している場合には、実質的な所在地国または移転先国の法が従属法として適用され、そのうえで改めて法人格の有無が判定されることになる<sup>11)</sup>。本拠地法主義は、課税、破産手続、共同決定制度等を回避しようとする行為やペーパーカンパニーの濫用

『国際私法 第1巻』145頁〔西谷祐子〕(有斐閣、2011)。

8) 河野俊行「会社の従属法の決定基準——本拠地法主義・設立準拠法主義」ジュリ1175号2頁(2000)、『注釈国際私法』前掲注7)143頁〔西谷祐子〕。

9) Peter Böckli et al, 'The Consequences of Brexit for Companies and Company Law' (April 2017), University of Cambridge Faculty of Law Research Paper No. 22/2017, pp. 51-52, available at [https://papers.ssrn.com/sol3/papers.cfm?abstract\\_id=2926489#](https://papers.ssrn.com/sol3/papers.cfm?abstract_id=2926489#).

10) これに対し、本拠地法主義の軸足を動かさずに対応するのが後述のドイツとオーストリアである。

11) 本拠地法主義においては、擬似外国会社の概念を適用する余地はなく、内国会社、外国会社、法人格なき社団のいずれかに分類される。ただし、EU加盟国以外の外国会社に対しては追加的な義務を課すことは認められる。

に対抗することができる<sup>12)</sup>。

そもそも本拠とは何かについては議論があるところである。会社が実際に管理されている場所であり、多くの場合にそれは取締役会の開催地または経営陣の実際の所在地であると解されているが、これらの基準によって本拠が明らかにならない場合は、二次的に事業活動が行われている地や工場の所在地が本拠とされることがある。会社の法律上の住所、すなわち定款上の本拠は、他の基準では本拠地を決定できない場合に適用される1つの要素に過ぎない。定款上の本拠を排他的な基準とする例外的なアプローチがあるが、これは設立準拠法主義と類似しているもののそれと等しいとはいえない中間的な形態である<sup>13)</sup>。フランスの判例においては、かつて株主または取締役の身元や国籍が補充的な指標とされたことがある<sup>14)</sup>。これらのさまざまな基準は、本拠地を決定することが事実の評価であることを意味しており、司法判断の対象となることを示している。今日の例を挙げるならば、取締役会がオンラインで行われており本拠が実在しないといえるような実態がある会社では、定款上の本拠（または登記上の本店）がその会社に適用されるべき法秩序と最も強く結びついていると評価できる。

EU加盟国で本拠地法主義を採用しているのは、オーストリア、ベルギー、ドイツ、ルクセンブルク、ポルトガル、ルーマニア、スロベニア、スペイン、フランス、ポーランドであるが、国によって若干の差異が認められる<sup>15)</sup>。

### (3) 開業の自由と会社の従属法

欧州司法裁判所の解釈では、開業の自由は会社の本拠地にかかわらず適用され、本拠地法主義であっても設立準拠法主義であっても会社は等しく取り扱われ、同じ権利を享受しなければならない。したがって、本拠地法主義国は、会社の本拠が設立された地でないことを理由として、他のEU加盟国で設立された会社を拒むことはできない<sup>16)</sup>。受入側となるEU加盟国は、他のEU加盟国からの会社を、

12) 『注釈国際私法』前掲注7) 144頁〔西谷祐子〕。

13) イタリアやポーランドが挙げられる (Peter Böckli et al, *supra* note 9, p. 43 & p. 46)。

14) Michel Menjucq, ‘Country Report: X. France’, Gerne-Beuerle et al eds, *The Private International Law of Companies in Europe* (C.H. Beck 2019), p. 378.

15) Peter Böckli et al, *supra* note 9, pp. 41-53.

その法的性質が当該受入国の国内会社法、すなわち設立準拠法または本拠地法で定義されたものとして受け入れなければならない。当該会社は開業の自由を与えられ、他の EU 加盟国において拒否されたり差別されたりすることなく子会社または支店を置くことができる。欧州司法裁判所によって厳格に解釈されている詐欺的行為または一般利益 (general interest)<sup>17)</sup>に基づく場合を除き、当該会社が他の EU 加盟国から追加的な要件を課されることはない。

したがって EU 法では、設立準拠法国にせよ本拠地法国にせよ、他の加盟国の会社の事業活動が自国内で行われていたとしても、その会社を国内会社法の規律に従わせることはできない。この点は、設立準拠法国で有限責任会社として設立された会社で、その活動のすべてまたはほとんどが他の国で行われている擬似外国会社にとってはとりわけ重要である。

インスパイア・アート事件では、他の EU 加盟国の法律に基づいて設立され、営業活動を専らオランダ国内で行っている会社に、擬似外国会社として登記や表示をオランダ国内法で義務づけることは、会社法第 11 指令に反するとされた<sup>18)</sup>。受入国で追加して課することができる規制はせいぜい一定の公示義務にとどまることになる。

EU 加盟国以外の会社には上述の法理は適用されず、EU における開業の自由は認められない。その会社がどのように扱われるかについて、設立準拠法主義国と本拠地法主義国では次のような相違が生じる。

16) Centros 9 March 1999, C-212/97. 本判決の解説として、由布節子「セントロス社事件 (EU 法の最前線 (7))」貿易と関税 2000 年 4 月号 159 頁、由布節子「セントロス社事件 会社の自由移動——構成国会社の域内支店設置の自由」中村民雄・須網隆夫編著『EU 法基本判例集 [第 2 版]』261 頁 (日本評論社、2010)、山内惟介「セントロス社事件」『国際会社法研究 第 1 巻』331 頁 (中央大学出版部、2003) [初出は「ヨーロッパ国際会社法における“セントロス社事件”判決について——ヨーロッパ裁判所 1999 年 3 月 9 日判決の検討——」新報 109 巻 11・12 号 101 頁 (2003)]。

17) 弁護士の開業の自由に関して国内法で規制が許される 4 つの条件として、非差別、必要不可欠な一般利益、目的達成の有効性および目的達成のために必要な最小限度が指摘されている (Gebhard 30 November 1995, C-55/94)。

18) Inspire Art, 30 September 2003, C-167/01. 本判決の解説として、上田廣美「ペーパーカンパニーの「支店開設の自由」——インスパイア・アート事件 (EU 法の最前線 (61))」貿易と関税 2005 年 5 月号 75 頁、今野裕之「移動の自由の原則と擬似外国会社の規制」今野裕之編著『判例 EU 私法』前掲注 6) 843-848 頁。

設立準拠法国では、外国会社に関して設立国の準拠法を適用し、設立国において設立された会社として承認する。しかし当該会社が事業活動を行っている国と経済的な結びつきを有していない擬似外国会社である場合は、その国の法規制がかかることがある。オランダであれば、資本維持や取締役の責任に関して、オランダの類似した会社に適用される法規制に従うことになる。これは、いわば本拠地法主義からの借用要素による補充と呼ぶことができるが、それを除けば当該会社は依然として設立準拠法に従う。

本拠地法主義国では上記とは異なる論拠で、外国会社の本拠が当該国内にある場合にその会社を内国会社と認定することがある。ドイツ法およびオーストリア法では、当該会社は有効な外国会社とは認められず、通常は法人格を有しないとされる組合として国内法の適用を受ける<sup>19)</sup>。法人格が否定されることから、資産および負債は組合員の共有となり、取締役は業務執行組合員として無限責任を負うことになる。その他の本拠地法国にはそこまで厳格ではないものもある。この問題は、本店の越境移転のケースにおいても国内法の扱いが異なる場合には重要になってくる。

### 6.3 第三国会社としての英国会社の地位

EU 離脱により、英国会社は第三国会社 (third country firm) となった。開業の自由は EU 域内市場においてのみ認められており、EU 加盟国内<sup>20)</sup>で設立された会社のみがそれによる便益を享受できる。EU 域外で設立された会社は第三国会社とされ、開業の自由を認められない。第三国会社は EU 加盟国の国内法の枠組みにおいて、そして例外的に EU 指令または規則で第三国会社に適用される条件を満たした場合に限り存立することができるが、EU 会社法指令の大半は第三国会社を対象とした規定を置いていない<sup>21)</sup>。

19) BGH Urt vom 1.7.2002 - II ZR 380/00; BGHZ 151, 204. ドイツに本拠を移転したチャネル諸島法を設立準拠法とする有限責任会社について、ドイツ法の民法上の組合として訴訟能力を肯定した (森田果「ヨーロッパ国際会社法の行方 (1)」民商 130 巻 4・5 号 790 頁 (2004))。

20) EEA 加盟国であるアイスランド、リヒテンシュタイン、ノルウェーを含む。

21) 主たる例外として、1989 年 12 月 21 日の第 11 会社法指令 (支店指令) がある。1 つの加盟国法を従属法とする一定の種類会社が他の加盟国に支店を開設する場合に関

第三国会社は、EU 域外で設立された法主体であり、それに該当するのは、第 1 に、EU 離脱前後を問わず英国で設立された法主体または設立準拠法主義をとるその他の EU 非加盟国で設立された法主体である。第 2 に、本拠地法主義をとる EU 非加盟国の会社がこれに該当する。第三国会社は法規制、公示義務、互惠性およびその他の政治的または経済的理由による承認要件、例えば役員や管理職の在留許可の同等性といったアクセス条件の適用を受ける。国内市場を保護するという理由で、国内市場のトップ企業に対する公開買付けのための会社設立行為は認められないことがある。これらはいずれも国内法に基づく規制であり、その適用も国によって異なる。

EU 規則が適用されない第三国会社は、原則として EU 域内で事業活動を行うことはできる。設立準拠法で事業活動を行おうとするならば、当該国は設立地を参照することから、その法的地位に疑義が生じることはなく、当該国の会社法上、その会社は完全に有効な法主体として扱われる。ただし、公示、在留許可、経営陣の権限などで追加的な義務が適用されることはあり得る。

英国会社は EU 離脱により EU 運営条約によって与えられてきた保護を失い、新たな義務、および少なくとも理論的には差別的な扱いに身をさらすことになる。EU 条約による保護はもはや適用されず、EU 市場へのアクセスも拒否されることが出てくるかもしれないが、これは会社法の問題というよりは、例えば銀行営業免許等の個別の事業活動規制の問題である。擬似外国会社規制が適用されて、事業活動を行っている進出先国の規制と同等の義務が追加的に適用されることもある<sup>22)</sup>。

英国会社が本拠地法で事業活動を展開すると事情はやや複雑になってくる。その事業活動が本拠地における事業活動であると法的に認められれば、英国会社は当該国の法規制の適用を受けることになる。多くの場合、その会社は形式的にも実質的にも当該国の法律に従って設立された会社ではなく、そのため有効な外国会社とは認められない。本拠地法主義国のうちドイツ、オーストリアに事実上の本拠を有する英国会社は、外国法人として承認されず、法人化されていない共

---

する公示要件を定めている。

22) 例えば、オランダの擬似外国会社法 (Wet op de Formeel Buitenlandse Vennoetschappen)。



同事業体であるとして、社員および業務執行者は無限責任を負うことになる<sup>23)</sup>。

その他の本拠地法主義国では、本拠地の概念を制限的に解釈したり、定款上の本店を第一義的な基準としたり、登記地の法が適用されるとみなしたりして、より緩やかな態度をとっている。法人格が否定されるのは、当該本拠地国にまぎれもなく本拠があるときに限られ、その場合であっても当該本拠地国での再法人化や同等な法主体の適用が認められることがある。

こうした意図しない結果を回避するための簡便な現実的アプローチとしては、設立国の登記地において十分な事業活動を行うことである。ただし、当初（すなわち EU 離脱前）からそれを欠いていた場合は、その後に事業活動を始めたとしても、法人格が否認されるのを回避することは難しいであろう。ここでは明らかに本拠の定義が問題となってくるが、その判断は事実に基づかざるを得ない。

EU 離脱による第三国会社の法的保護への影響は、英国で設立され英国法が適用される有限責任会社であって、大陸側の EU 加盟国でほとんどの事業活動を行い開業の自由を享受してきた会社に典型的に現れる<sup>24)</sup>。それらの会社の中には、事業活動地で支店登記をしていないものや、英国でも相応の活動実績があつて事業活動地に本拠があるとはいえないものもあり、本拠がどこにあるかという問題がつきまとうことになる。

法の抵触から生じる政治的問題を回避するために、国際社会では友好条約や航海条約によって条約締約国の一方で設立された会社を承認することが行われてきた。これらの条約は、EU 運営条約および EU が締結した対外的な商事関係を扱う条約によって取って代わられている。会社、社団および財団の法人格を承認する EU の条約には、1956 年 6 月 1 日ハーグ条約と 1968 年 2 月 29 日ブラッセル条約がある。2つの条約は必要な批准が得られなかったが、今日おおむね EU 運営条約に置き換えられている。しかし英国会社は EU の枠組みからはずれることになったため、これらの条約およびその基底となっている原則が英国会社との

23) Michael Schilling, 'Corporate Law after Brexit', 27 K.L.J. 431 (2016), p. 438.

24) 該当する英国会社の数は 33 万社にのぼるとの指摘がある (Armour, J., Fleischer, H., Knapp, V. et al, 'Brexit and Corporate Citizenship', European Business Organization Law Review, Volume 18 (2017), 225 at 226, available at <https://doi.org/10.1007/s40804-017-0072-4>).

関係において再び浮上することになった。

#### 6.4 英国擬似外国会社の地位

擬似外国会社 (pseudo foreign company; formally foreign company) とは、設立地と異なる国を本拠地とし、専ら本拠地において事業活動を展開する会社である。EU 離脱前の英国には、他の EU 加盟国に事業活動の本拠を置く擬似外国会社が相当数存在することが報告されていた<sup>25)</sup>。

このように他国に本拠を有する英国の擬似外国会社について、その従属法としてのどの国の法が適用されるかが問題となるが、とりわけ従属法の決定基準として本拠地法主義を採用している国では法の抵触が生じる。本拠地法主義国の代表格といえるドイツでは、法人の開業の自由に関する欧州司法裁判所の一連の判決(特にユーバーゼーリング事件判決<sup>26)</sup>)の影響を受けて、連邦通常裁判所は、EU 加盟国を設立地とする会社については、その従属法として設立準拠法を適用するに至っている<sup>27)</sup>。一方、EU 域外国を設立地とする外国会社には、いわゆる「修正された本拠地法主義」が適用され、当該会社は権利能力を否定されることはないものの、本拠地法たるドイツ法が適用され、無限責任の法人形態である合名会社または民法上の組合とみなされる<sup>28)</sup>。

英国の離脱後、EU 加盟国は、自国に本拠を有する英国会社を法人の開業自由

25) Wolf-Georg Ringe, 'Corporate Mobility in the European Union – a Flash in the Pan? An empirical study on the success of law making and regulatory competition', 10 ECFR 2013, 230 at 236-238; Marco Becht/Colin Mayer/Hannes Wagner, 'Where do firms incorporate? Deregulation and the cost of entry', 14 Journal of Corporate Finance 2008, 241 at 244-250.

26) Überseering BV v Nordic Construction Company Baumanagement GmbH (NCC), Case C-208/00, 5 November 2002. 判例解説として、今野裕之「移動の自由の原則と会社の権利能力の承認」今野裕之編著『判例 EU 私法』前掲注 6) 838-842 頁。ユーバーゼーリング事件がドイツ法に与えた影響について、高橋・前掲注 3) 16-18 頁。

27) BGH-Urteil v. 13.3.2003, BGHZ 154, 185. 『注釈国際私法』前掲注 7) 151 頁〔西谷祐子〕。

28) 上田純子「英国の欧州連合離脱と欧州連合国際会社法」森淳二朗先生退職記念『会社法の到達点と展望』11 頁 (法律文化社、2018)、寺井里沙「Brexitに伴うイギリス擬似外国会社の従属法の変更」新報 124 巻 9・10 号 289 頁 (2018)。

の原則（EU 運営条約 49 条・54 条）に基づいて承認することを求められなくなった。この点についてどのような対応をとるかは各国法によるため、本拠地法主義をとる国においては、特段の対応をとらなければ英国会社が会社として承認されないという結論となる可能性がある。そうなると、EU 離脱後の英国擬似外国会社の社員は、会社の債務について無限責任を負うこととなり、また会社機関の代表権の範囲はどうかなどといった問題が生じ、その影響は大きい。

この点につき本拠地法主義をとるドイツでは、いくつかの国際私法学説が提起されているものの、立法ないし判例による解決にはいたっていないことが、先行研究で示されている<sup>29)</sup>。それらを整理すると、第 1 に、ドイツに本拠を移転する前に関する事項と移転した後に関する事項に時際的な区別を設け、前者については従前の本拠地の法を準拠法とし、後者については、本拠地法主義を時際法的に理解して、移転前の本拠地の法すなわち設立準拠法上の地位を尊重すべきであるとする学説である。この説によれば、ドイツに本拠を移した外国の有限責任会社については、ドイツ法上の合名会社または民法上の組合としてではなく、ドイツ法上の有限責任会社として承認し、社員の有限責任を維持すべきであるという結論となる<sup>30)</sup>。これに対して、第 2 に、EU 離脱に伴う英国擬似外国会社の従属法の変更は事実の変更を原因とする準拠法変更であることから、一度取得された自然人の権利能力・行為能力は最長 3 年間、準拠法の変更により奪われることはないと規定するドイツ民法施行法 7 条 2 項の「法思想」を、援用あるいは転用して、EU 離脱後 3 年間に限定して設立準拠法を適用すべきであるとする学説がある<sup>31)</sup>。

---

29) J. Armour et al., *supra* note 24, p. 239. 寺井・前掲注 28) 295 頁以下、上田・前掲注 28) 11-12 頁。

30) M-P. Weller/C. Thomale/N. Benz, *Englische Gesellschaften und Unternehmensinsolvenzen in der Post-Brexit-EU*, NJW 33/2016 S. 2378ff; von K. Barterls, *Zuzug ausländischer Kapitalgesellschaften unter der Sitztheorie*, ZHR 176/2012 S. 412ff; M. Lehmann/D. Zetzsche, *Die Auswirkungen des Brexit auf das Zivil- und Wirtschaftsrecht*, Juristenzeitung 72/2017 S. 68ff.

31) C. Mäsch/B. Gausing/M. Peters, *Deutsche Ltd., PLC und LLP: Gesellschaften mit beschränkter Lebensdauer? – Folgen eines Brexits für pseudo-englische Gesellschaften mit Verwaltungssitz in Deutschland*, IPRax 2017, Heft 1, S. 49ff. 寺井・前掲注 28) は両学説を詳細に分析したうえで、後者の説を支持する。

## 6.5 英国会社の EU 域内における組織形態の選択—支店か子会社か

会社が他の国で事業活動を行うための組織形態にはいくつかの選択肢があるが、恒久的施設との関係において、支店と子会社は区別される。支店は同じ法主体に属し、事業活動を行うために分離された単位であるのに対し、子会社は法主体として親会社から分離している。

### (1) 支店

EU 域内会社にとって支店の設置は、開業の自由の権利を行使する形態の 1 つであり、自由かつ無差別のアクセスが保証されている。例外は、詐欺的行為に基づく場合および公共の利益 (general good) を保護する場合 (例えば、金融規制における預金者保護やシステムック・リスクの回避) である。第 11 会社法指令は支店開設の条件を示し、支店が遵守すべき公示義務を定めている<sup>32)</sup>。会社法指令は支店開設について許可条件は定めておらず、また内国会社との同等性要件も設けられていない。

第三国会社が支店を設置しようとする場合は、内国会社が支店を設置するのと同じ条件が適用される。第 11 会社法指令にはアクセス条件は含まれておらず、EU 加盟国が第三国会社の支店開設を許可するための権利や義務についてのガイドラインはないため、一般論として同等の条件が適用されるというわけでもない。この問題については国内法によって追加的なアクセス条件を定めることができる。会社法指令は主に会社の計算書類を含む公示義務を定めている<sup>33)</sup>。

加盟国によっては公共の利益の観点から第三国会社による支店の開設が制限されているが、EU 指令は、同等の監査制度等の承認のための基本的な条件が満たされていることを前提として、アクセスおよび相互承認を意味するものとしての「第三国制度」について明文化している。このようなアプローチは金融サービスの指令および規則においてもとられており、また会計および監査業務の分野にも

32) Eleventh Company Directive of 21 December 1989 concerning disclosure requirements in respect of branches opened in a Member State by certain types of company governed by the law of another State.

33) Article 7, 11th Company Law Directive. 支店の計算書類を別に公示することは求められないが、納税および監査の目的で支店の計算書類を作成保管する必要がある。

あてはまるが、多くの場合具体的な適用は国ごとに行われる<sup>34)</sup>。

「同等性」概念は支店の開設およびサービスの提供に関して核となる役割を果たしているが、子会社はその対象でない。そのことは金融サービスセクターの指令や規則に見られる。また、同等性要件が最低基準となっている分野もあれば、厳格な条件となっていて遵守するためかなりの努力が求められる分野もある<sup>35)</sup>。銀行については、市場へのアクセスは第三国との合意により定められた条件を満たすかどうかによる。しかしながら、会社法自体には支店に関して一般的な同等性要件は定められていない。本社が抱えるリスクが輸入されないように、EUの基本方針とは整合しないが、子会社形態を利用することやその他の制限措置を定めてきた国もある。英国内の規制はEU会社法、EU規則に定められた基準を採用していることから、英国のEU離脱後においては一般に同等性の存在が推定されることになろう。しかしながら、規範の解釈がもはや欧州司法裁判所の管轄ではないことから、同等性に関して議論が生じる可能性はあるし、長期的にはEUおよび英国の規制変更によって、同等性が失われることも否定はできない。

同等性基準による裁量の程度は、指令によって異なる定式化がされていることから、ケース・バイ・ケースとならざるを得ない。実際面では、第三国で適用される規制要件とEU規則で適用されるそれとを比較評価することで客観性が保たれることになろう。とはいえ、同等性はそれが認められる時点において有効な法律制度に基づいて適用されるものであるため、時がたてば時代遅れとなる。さらには、同等性を定めるのはEU委員会であることが指令または規則で示されていることから、この問題は政治色を帯びてこざるを得ない<sup>36)</sup>。このことは、例えばEUと米国の間のデリバティブ取引の承認問題にも現れている<sup>37)</sup>。

EU離脱によって英国会社は、支店での事業活動を通じたEU域内市場へのア

34) 例えば、第2次金融市場指令第39条 (Article 39, MiFID II)。

35) 例えば、第三国中央清算機関 (CCP) の承認 (Article 25, Regulation (EU) No 648/2012)。

36) Niamh Moloney, 'International Financial Governance, the EU, and Brexit: The "Agencification" of EU Financial Governance and the Implications', *European Business Organization Law Review*, Volume 17 (2016), 451 at §4.2.

37) Philip Stafford, "EU moves to end longstanding derivatives clearing spat with US", *Financial Times*, 15 December 2015.

クセスに直接的な影響を受けることになるが、EU加盟国はこれまで他のEU非加盟国に対し、通商関係から生じる自国経済への便益を考慮した柔軟な姿勢をとってきている。英国との関係もそのレベルで落ち着くことになるかと推測されるものの、金融機関など特定の事業分野では、会社法の枠外となるが公共の利益の名目で厳格な監督規制が課されることになるかもしれない<sup>38)</sup>。

## (2) 子会社

EU運営条約では、企業がEU域内で子会社を設立すると、出資者や役員の本籍にかかわらず、当該子会社は加盟国の国内法の規定に従って存続し、EU運営条約に定められた開業の自由および差別禁止を享受する。

資本要求指令IV(CRD IV)によって定められている制度は完全な自由に近いものであり、第三国の銀行の子会社は完全なEUの銀行として、制限なく他のEU加盟国にその子会社を設立し支店を開設することができ、他のEU加盟国でサービスを提供する自由を享受する。金融機関にとっては、EU域外から進出する会社に対して適用される規制をその子会社が受けないことが経営上重要である。

以上のことは設立準拠法国で設立された子会社には完全に適用される。これに対し本拠地法国で設立された子会社では、子会社の事実上の経営権は当該子会社の経営陣の手にある一方で、国外から企業グループとしての経営の指揮を受けることにより、当該子会社が企業グループ本拠地の会社法の適用を受けることになるのではないかという疑問が生じてくる。そうすると、本拠地国では当該子会社が有効な法主体として認識されず、本拠地国法が適用されることによって、法人化されていない会社形態と扱われる可能性が出てくる。すべての外国会社を承認する設立準拠法国との比較で、本拠地法国は不利となる。

現実論からすると、EU域外会社による子会社設立は、雇用やビジネスの機会を生み出すことから、当該子会社が国内法規制(公示、破産、会計等)を遵守している限りは、会社法その他の国内法規がその存在を否定することになる可能性は低いかもしれない。しかしながら、競争規制、債権者を含む国内市場の保護、経済主権および安全保障等の理由で、外国の法主体の参入が規制されることは生

38) 以上の分析は主としてP. Böckli et al, *supra* note 9, pp. 14-16に基づく。

じ得る。この場合、既存の子会社、支店ともに規制の対象となり得るが、それを定めるのは会社法以外の法令であり、条約に基づいて、互惠性、監督規制といった条件付きでの設立が認められることになるかもしれない<sup>39)</sup>。仮定の例であるが、金融サービスの分野では、公共の安全の観点から、金融の安定を損なうとして新たな国内規制に適合しない銀行に対する免許取消措置がとられることも想定される。

子会社に関しては、一般論として会社法は同等性の条件を設けていない。しかし大企業グループにおいては、子会社が企業グループに統合されることから生じる問題がある。そこでは、同等性の問題は金融機関集団に対する監督制度の同等性の形で現れることになる<sup>40)</sup>。

## 7 離脱決定後の EU 会社法の動き

### — デジタル社会および人権・地球環境問題への対応

EU では 2019 年 5 月に欧州議会議員選挙が行われた。選挙実施までに英国の離脱が完了しなかったため、英国を含めて選挙による議員選出が行われた。それを受けて、会社法におけるデジタル・ツールおよびプロセス指令<sup>41)</sup> (2019 年 6 月) および越境組織再編指令<sup>42)</sup> (2019 年 11 月) が採択され、会社法パッケージに関する作業が完了した。

欧州委員会はそれと並行して 2019 年 7 月に会社法およびコーポレートガバナンスに関する欧州委員会の非公式専門家グループ (European Commission Informal Expert Group on Company Law and Corporate Governance; ICLEG) への参加申請の募集を行った。ICLEG には、欧州委員会の関心事として次の事項がミッションとして与えられた<sup>43)</sup>。第 1 に、会社法指令、とりわけ

39) Article 48, CRD IV 参照。

40) 以上の分析は、主として P. Böckli et al, *supra* note 9, pp. 16-17 に基づく。

41) Directive (EU) 2019/1151 amending Directive (EU) 2017/1132 as regards the use of digital tools and processes in company law.

42) Directive 2019/2121 amending Directive 2017/1132 as regards cross-border conversions, mergers and divisions.

43) <https://ec.europa.eu/transparency/expert-groups-register/screen/expert-groups/>

会社法におけるデジタル・ツールおよびプロセス指令の実施。これには取締役の資格剥奪の問題も含まれている。第2に、会社法、コーポレートガバナンスおよびAIに関する方針の策定についての助言。特に、会社および取締役の責任に関する方針。第3に、「持続可能な会社 (sustainable companies)」に関する方針の策定についての助言。とりわけ企業グループの内部関係、会社の利益と企業グループの利益の概念、企業グループ内部の指揮および持続可能性、注意義務ならびにデュー・ディリジェンスについて。第4に、加盟国の1つに郵送先を持ち、事業活動は他の加盟国で行ういわゆるレターボックス会社 (letter-box company) による好ましからざる行動に対処するための方針である。ICLEGは2020年から本格的に議論を開始し、その経過はEUのホームページで公開されている<sup>44)</sup>。

EUからの離脱後において注目されるのは、英国の影響力が大きかった分野でEU会社法がとるアプローチに変化が生じるかである。例えば、英国は一層制の取締役会を支持していた一方、労使共同決定の導入には消極的であった。近時のEU会社法は柔軟性を高めたため、加盟国も会社自身も一層制または二層制を選択することができる。労働者の経営参加についても、それを義務づけるかオプションとするかについて、既存の権利は保護しつつ、各国の相違を尊重するアプローチがとられてきた。

英国への配慮の必要がなくなった今、さまざまなステークホルダーの利害のバランスを図り、持続可能な地球社会のために会社がその役割を果たせるようなコーポレートガバナンスの達成に向けて、EUが大きく舵を切る機会となっている。2019年に欧州グリーンディール (European Green Deal) で示された気候中立大陸 (Climate-neutral Continent) を実現するための社会変革は、会社法にも変化を求める。欧州委員会はずでに2018年にサステナブルファイナンス・アクションプラン (Sustainable Finance Action Plan) を公表していたが、企業の自発性に委ねる時間的余裕がなくなりつつあるとの認識から、2020年には人

---

consult?do=groupDetail.groupDetail&groupID=3036&news=1.

44) <https://ec.europa.eu/transparency/expert-groups-register/screen/expert-groups/consult?do=groupDetail.groupDetail&groupID=3036&news=1>. 開業の自由とパーカーカンパニーの問題について、高橋・前掲注3) 54頁。



権・環境問題についてデュー・ディリジェンスの義務化を検討するに至っている<sup>45)</sup>。英国が消極派の急先鋒となっていた労働者の経営参加についても、再びアジェンダの上位に置かれることになるかもしれない。英国抜きの EU において、これらの動きが加速されるのかが注目される<sup>46)</sup>。

そのほかに、会社の従属法についても、設立準拠法主義の盟主である英国が抜けたことで新たな検討の機会が生まれる可能性が出てくる。会社がどこに本拠を置くかを決定するに際しては、会社法や税法の魅力の他にもさまざまな考慮が働く。会社はその本拠を 1 つの加盟国に置かなければならないとするアプローチに対して、今後は反対圧力が強まることも考えられる<sup>47)</sup>。会社の役員がプライベートジェット機で世界中を飛び回り、オンラインで会議を行い、書類や記録がネット上で電子的に保存されている時代になっていることで、会社の従属法を決めるものは何であるかを根本的に再考することが必要になってくるかもしれない。

また欧州委員会は、この機会に、他の主要法域で設立された会社と比較して EU 域内の会社が競争的でありつづけ、そして実際に会社が遭遇するであろう単一市場の障害となる諸問題に確実に対処するべく取り組んでゆくことが考えられる。委員会が多方面の関係先と協議することで、ステークホルダーから懸念事項とその対応策が提起される機会が生まれてくることもあろう。合意にまでは至らなかったものの実際にそのような例として、欧州私会社 (Societas Privata Europaea; European private company; SPE)<sup>48)</sup>の検討がある。この取組は、すべての EU 加盟国で利用可能な非公開会社形態の調和的アプローチを模索したも

---

45) Study on due diligence requirements through the supply chain, Final report, January 2020 (<https://op.europa.eu/en/publication-detail/-/publication/8ba0a8fd-4c83-11ea-b8b7-01aa75ed71a1/language-en>). なお、EU 側では気候変動対策における離脱前の英国の働きを評価する声もある (Georgina Wright, Alex Stojanovic & David Klemperer, *supra* note 1, p. 30)。

46) Andrew Johnston, 'Company law and corporate governance after Brexit: from short-term disruption to long-term sustainability?', ETUI Policy Brief, European Economic, Employment and Social Policy, N° 8/2020, pp. 3-4.

47) 本拠地法主義の下、会社の取締役（および発起人）に会社の本拠所在地を毎年会社登記所に対して宣言させる制度が提言されている (Justin Borg-Barthet, *The Governing Law of Companies in EU Law* (Hart Publishing 2012), p. 167)。

48) SPE は、固有の法人格を有し、資本金が株式に分かれたれ、社員が有限責任を負う非公開会社である。

のである<sup>49)</sup>。

ある1つのイニシアティブについて加盟国が合意にいたるには何年もの時を要することがあることは過去の経験でも示されているが、上述のとおり2019年になってデジタル・ツールに関する指令が比較的スムーズに合意に達したことは、欧州私会社についての合意形成を後押しするかもしれないという期待を持たせる。

## 8 離脱決定後の英国会社法の動き

### 8.1 大会社の経営破綻とコーポレートガバナンス、監査制度、企業情報開示の強化

EU指令を実施した制定法とEU規則などの直接適用されていた法令は、EU離脱後も国内法として引きつづきその効力を有し、その改廃は英国法に従って実施できることになる。英国政府にとっては、通商、外国人就労、漁業権など眼前に大きな問題をいくつも抱えているため、会社法改正にプライオリティが置かれる可能性は当面低いであろう。一方、短期的に英国会社法の関心事になりそうなものとしてまず挙げられるのは、近時の大会社の経営破綻に伴うコーポレートガバナンスの問題である<sup>50)</sup>。

例えば、私会社のBHS Limitedは、2000年にSir Philip Greenに2億ポンドで買収され、2002年から2004年の間に4億1400万ポンドの配当を実施した。その額は利益額の2倍近くにのぼっていたところ、2014年に債務超過となり年金スキームも破綻した。2015年3月にはわずか1ポンドで実業家のDominic Chappellに売却されたが、2016年4月に破産手続が開始され、従業員および年金受給者は多大な影響を受けた<sup>51)</sup>。Dominic Chappellは、裁判所から10年間の取締役資格剥奪を命じられたほか<sup>52)</sup>、58万4000ポンドの脱税によ

49) Proposal for a Council Regulation on the Statute for a European private company, COM/2008/0396. Carsten Gerner-Beuerle, *Gore-Browne on EU Company Law*, Issue 75, LexisNexis, 2020, §1 [26]-[27]. 高橋・前掲注3) 345頁。その他の邦語論文については同文献345頁脚注137参照。

50) Andrew Johnston, *supra* note 46, p. 3.

51) First Report of the Work and Pensions Committee and Fourth Report of the Business, Innovation and Skills Committee of Session 2016-17 on BHS, July 2016

り懲役6年の有罪判決を受けた<sup>53)</sup>。

次に、上場会社の Carillion plc は、英国公共部門の主要な戦略的サプライヤーであった。同社は、2017年3月に公表された2016年度の決算に基づいて、7900万ポンドの配当を行った。ところが、2017年7月に業績見通しの下方修正を行い、2018年1月には70億ポンドの債務を抱えて破産し、4300人の従業員が解雇された。26億ポンドの年金債務と3000社の取引先に20億ポンドの債務が残った<sup>54)</sup>。英国破産サービス (The Insolvency Service) は、Carillion社の8人の取締役に対する取締役資格剥奪命令を求める申立てを、申立期限が迫った2021年1月に行った<sup>55)</sup>。監査法人であったKPMGに対して財務報告評議会 (FRC) および金融行動監督機構 (FCA) による調査が並行して進められたほか、Carillion社の管財人がKPMGに対する損害賠償請求訴訟を起こしている<sup>56)</sup>。

これらの事件を受けて、英国議会と政府は、企業が破綻した場合の取締役の責任について懸念を表明した。さらに2019年9月になり、世界的に有名な旅行会

---

(<https://publications.parliament.uk/pa/cm201617/cmselect/cmworpen/54/54.pdf>).

52) The Insolvency Service, Press release, *Former BHS director disqualified for 10 years*, 5 November 2019 (<https://www.gov.uk/government/news/former-bhs-director-disqualified-for-10-years>); Jonathan Eley, “Dominic Chappell barred from holding directorships for 10 years”, *Financial Times*, 6 November 2019. 英国における取締役の資格剥奪制度については、中村康江「英国における取締役の資格剥奪制度の生成と展開」私法72号218頁(2010)。また、英国における会社調査制度を利用した取締役の資格剥奪事案について、田邊真敏「イギリス会社法における検査役による会社調査制度とその運用状況」現代法学40号30頁以下(2021)。

53) Jane Croft, “Dominic Chappell convicted of tax evasion”, *Financial Times*, 6 November 2020.

54) Second Joint report from the Business, Energy and Industrial Strategy and Work and Pensions Committees of Session 2017–19, Tenth Report of the Business, Energy and Industrial Strategy Committee of Session 2017–19, Twelfth Report of the Work and Pensions Committee of Session 2017–19 on Carillion (<https://publications.parliament.uk/pa/cm201719/cmselect/cmworpen/769/769.pdf>).

55) Gill Plimmer & Jim Pickard, “Former Carillion executives face boardroom ban”, *Financial Times*, 14 January 2021.

56) Tabby Kinder, “KPMG faces £250m negligence lawsuit over Carillion”, *Financial Times*, 13 May 2020.

社のトーマス・クックが破産し、数千人の失業と旅行中や予約済みの多数の顧客の不安を招いたことは<sup>57)</sup>、その懸念を増幅し英国企業に対する規制強化と会計監査の改革を求める声があがった<sup>58)</sup>。

ビジネス・エネルギー・産業戦略省 (BEIS) は、2018年3月に取締役の責任の改正について意見聴取を行った<sup>59)</sup>。この中で BEIS は、大会社<sup>60)</sup>である子会社を売却する場合、親会社の取締役は、売却後 12 か月以内にその子会社 (であった会社) が支払不能に陥ったときは、当該子会社の売却がそれを清算するよりも悪い結果に至ることはない合理的に信じていたことを証明できない限り、その職務の執行について責任を負うべきであると提案した。裁判所が取締役の行為が合理的であったかを判断するに際しては、当該取締役が、子会社の売却が清算より悪い結果に至らないことを担保するために、専門家の助言を得ていたとか、売却決定前にその子会社の主要なステークホルダーに意見を求めたといった、取締役がとった手段を含めたさまざまな要素を考慮することになるであろうとした。

法律家、業界団体、投資家、労働組合などから 93 件の質問・コメントが寄せられ、BEIS は 2018 年 8 月にそれらに対する回答を公開した。特に懸念が寄せられたのは、支払不能に陥っていたにもかかわらず清算される直前まで配当支払を継続していた会社があったという事実に鑑み、配当規制が十分に厳格なものとなっているかという点であった。BEIS は、「配当可能利益」概念に基づく配当規

57) 「英旅行会社トーマス・クック破産」『日本経済新聞』2019年9月24日。「英旅行会社トーマス・クック破産、英政府負担、133億円、足止め客の帰国費用重く」『日本経済新聞』2019年9月25日。

58) 「[FT・Lex] 経営破綻のトーマス・クック、CEO は高額報酬」2019年9月27日 (日経速報ニュースアーカイブ)。本稿執筆時直近のものとして、例えば、Karthik Ramanna, Opinion, “UK audit reforms fail to address the real problem behind scandals”, Financial Times, 21 March 2021; Helen Thomas, Opinion, “Audit reforms must tackle the threat of ‘hollow’ companies”, Financial Times, March 31 2021 など。Carillion 社の経営破綻を契機とした英国における監査制度改革の議論については、林隆敏「カリリオン事件とイギリスにおける監査制度改革議論」同志社商学 71 巻 6 号 1349 頁 (2020)。

59) BEIS, Insolvency and Corporate Governance ([https://assets.publishing.service.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment\\_data/file/691857/Condoc\\_-\\_Insolvency\\_and\\_Corporate\\_Governance\\_FINAL\\_.pdf](https://assets.publishing.service.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment_data/file/691857/Condoc_-_Insolvency_and_Corporate_Governance_FINAL_.pdf))。

60) 2006 年会社法 465 条が定める中規模会社の区分基準を超える会社。

制が現在もその目的にかなっているかについて意見を求めた。そして、弁護士および会計士の団体ならびに経済界とともに、配当規制の包括的な見直しに向けた十分な検証を重ねてゆくことを明らかにした<sup>61)</sup>。

経営破綻事案は、英国の監査基準および FRC の役割についての懸念も引き起こした。FRC は、投資促進を図るためにコーポレートガバナンスや企業情報開示の改善に向けた取組を担う独立機関であり、英国コーポレートガバナンス・コード、会計監査人の規制および企業情報開示の監視をその責務としている。事業予算や活動資金は英国政府や産業界から拠出され、ボードメンバーは BEIS 大臣が任命する。

BEIS 大臣の要請を受けて、Legal & General Group Plc の Chairman であった John Kingman 卿は、FRC の独立評価 (independent review) を行った。その結論として、FRC に代わる新たな規制機関として監査・開示・ガバナンス庁 (Audit, Reporting and Governance Authority) の設置を 2018 年 12 月に提言した<sup>62)</sup>。この新組織は、戦略的な方向性の下、監査、開示およびコーポレートガバナンスについて高い基準を設定することで、会社の利益ではなく消費者および公共の利益を促進し、必要な場合は規制対象となる主体から「恐れられる (feared)」存在となり、その任務を遂行するための正当な権限とリソースを与えられなければならないとされた<sup>63)</sup>。

また、John Kingman 卿による独立評価は、英国政府が公益事業体<sup>64)</sup>に対し効果的な法執行体制を構築することを提言している。その主眼は、取締役、正

---

61) BEIS, *Insolvency and Corporate Governance, Government response*, August 2018, p. 22 ([https://assets.publishing.service.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment\\_data/file/736163/ICG\\_-\\_Government\\_response\\_doc\\_-\\_24\\_Aug\\_clean\\_version\\_\\_with\\_Minister\\_s\\_photo\\_and\\_signature\\_\\_AC.pdf](https://assets.publishing.service.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment_data/file/736163/ICG_-_Government_response_doc_-_24_Aug_clean_version__with_Minister_s_photo_and_signature__AC.pdf)).

62) BEIS, *Independent Review of the Financial Reporting Council*, December 2018 (<https://www.gov.uk/government/publications/financial-reporting-council-review-2018>).

63) Vanessa Knapp, 'UK and EU Company Law after Brexit', *European Company and Financial Law Review* 2020, p. 196

64) 英国では銀行、住宅金融組合、保険会社および英国規制市場で取引されている証券の発行者を指すが、主要な EU 加盟国では、年金基金、非公開大会社、年金基金、資産管理会社などを含んだより広い範囲を対象としている (Independent Review of the Financial Reporting Council, December 2018, p. 30, Figure 5)。

確かかつ公正な計算書類と開示情報を作成し承認するという義務を履行させ、会計監査人に対して隠し立てをすることなく誠実に対応させることにある。独立評価においては、会計について責任を負う取締役に対応する FRC の権限が十分ではないという懸念が示された。会計専門職団体に所属していない CEO、CFO、取締役会議長または監査委員会議長については、当該団体を介した影響力が行使できないことも相俟って、特にそのことがあてはまる。また、スキルを有する第三者に委託して、会社の費用負担で当該会社を実査させることができる権限を新たな規制機関に与えることも提案された。この権限は、例えばコーポレートガバナンスに関する説明が深刻な誤解を招いたり不正確であったり、会社が財務的に存続可能とはいえないことを示す指標があるとか、それらのリスクに対し責任ある対応がなされていないといった、投資家の重大な懸念が存在する場合に利用されることが想定されている。FRC は英国政府と共同で、立法作業に先立って移行準備を進めることを優先すると表明しているが<sup>65)</sup>、具体的な法案の提示はまだ行われていない<sup>66)</sup>。

また、Donald Brydon 卿は、BEIS 大臣の要請を受け監査の質と有効性に関する意見聴取を 2019 年 4 月に行った<sup>67)</sup>。これは監査の目的と監査がだれのために行われるべきであるかについての根本的な再検討であり、監査に対する期待の変化に対応するためにその範囲と目的を拡大し強化すべきか、そして監査のプロセスと成果の質をどのように改善するかが問われたものであった。さらには事業の拡張を保証しつつ不正を探知する監査の役割や会計監査人の責任にも検討は及んだ。活動成果は 2019 年 12 月に監査の質と有効性に関する独立評価報告として公開された<sup>68)</sup>。その中には、監査の目的の新たな定義が示され、財務諸表を越え

---

65) FRC Plan and Budget 2019/20 (<https://www.frc.org.uk/getattachment/44ad6509-5fb8-4645-b945-5fcee5689290/Final-FRC-Plan-Budget-May-2019.pdf>).

66) FRC Strategy 2020/21 Budget and Levies 2020/21 (<https://www.frc.org.uk/getattachment/78343045-9726-4d11-bc77-f703d4be5eb1/FRC-Plan-Budget-2020-21-Full-Version-V1-0.pdf>).

67) <https://www.gov.uk/government/publications/the-quality-and-effectiveness-of-audit-independent-review>.

68) [https://assets.publishing.service.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment\\_data/file/852960/brydon-review-final-report.pdf](https://assets.publishing.service.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment_data/file/852960/brydon-review-final-report.pdf).

て監査範囲を拡大し、監査委員会の役割をより明確にし、財務報告の「正確かつ公正」基準を改定し、取締役が株主に提供する情報を見直して、株主が監査の対象とすることを希望する事項を提案する正式な機会を設けることが示されている。さらに、配当を提案する取締役は、その配当によって会社の存続がその後2年間害されることがないこと、および判明している配当可能利益の範囲内での配当であることを表明しなければならないと提案している。取締役が配当可能利益とほぼ同額の配当を提案する場合は、配当可能利益の監査を受け、その他の一定の要件を満たしている場合にのみ、それを実施することができるかとされている。BEIS 大臣はこの提案を前向きに検討すると語ったと報じられた<sup>69)</sup>。

さらに、競争・市場庁（Competition and Market Authority; CMA）による調査結果に基づく提案には、規制機関の監視強化を通じた FTSE350 上場会社に対する複数の監査法人による共同監査（joint audit）、その他の会社においては監査法人による監査結果に対するピア・レビュー（監査法人以外で、かつ Big Four と呼ばれる四大事務所以外の事務所が担当する）の実施、および監査委員会に対する監視強化ならびに監査委員会の株主に対する説明責任の強化が含まれている<sup>70)</sup>。

BEIS は、以上の評価・調査活動の 2019 年 3 月までの状況を統合した報告書を同年 4 月に公表し<sup>71)</sup>、意見・コメントの受付を 7 月から 9 月までの 3 か月間実施した。それに対する政府の回答は 2021 年 3 月に公表された<sup>72)</sup>。同時に、そ

---

69) Nina Trentmann, “Government-Backed Review Proposes Overhaul of U.K. Audit Sector”, *The Wall Street Journal*, December 18, 2019 (<https://www.wsj.com/articles/government-backed-review-proposes-overhaul-of-u-k-audit-sector-11576697548>).

70) BEIS, *Market Study on Statutory Audit Services: Initial consultation on recommendations by the Competition and Markets Authority*, July 2019 ([https://assets.publishing.service.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment\\_data/file/818667/statutory-audit-services-consultation-cma-recommendations.pdf](https://assets.publishing.service.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment_data/file/818667/statutory-audit-services-consultation-cma-recommendations.pdf)).

71) BEIS, *The Future of Audit, Nineteenth Report of Session 2017-19*, April 2019 (<https://publications.parliament.uk/pa/cm201719/cmselect/cmbeis/1718/1718.pdf>).

72) [https://assets.publishing.service.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment\\_data/file/970702/market-study-statutory-audit-services-summary-responses.pdf](https://assets.publishing.service.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment_data/file/970702/market-study-statutory-audit-services-summary-responses.pdf).

の回答を踏まえて、英国の主要企業のコーポレートガバナンスの枠組みと監査体制を強化するための提案を示したホワイトペーパーも公表された<sup>73)</sup>。

2019年12月19日に行われたエリザベス女王の英国議会における施政方針演説では、目標とする諸政策実現のための議会における立法活動にプライオリティを置くことが強調されたが、監査および企業情報開示に関する新たな規制機関の設立に必要な立法については触れられなかった<sup>74)</sup>。ただし、背景事情の注釈では、監査および企業情報の開示について、改革に必要な全権限を有するより強力な規制機関を含めた法案の策定に向けた活動を行うことが述べられていた<sup>75)</sup>。2020年に実現した主たる成果はスチュワードシップ・コードの改定 (UK Stewardship Code 2020) にとどまり、法案の策定推進に向けての保守党政権の本気度が試される状況であった。

2022年5月になり、女王の施政方針演説のサポート文書で監査改革法案 (Draft Audit Reform Bill) の骨子が示され<sup>76)</sup>、それに引き続いて制度改革についての政府案の詳細が公表された<sup>77)</sup>。政府は、高水準にあるとされてきた英国のコーポレートガバナンスの維持と、より強固で健全な監査市場の確立を目指して、投資家等の利益を保護するために、監査・財務報告・ガバナンス庁 (Audit, Reporting and Governance Authority) の設置、非公開大会社の財務報告規制・リスク情報開示・内部統制の強化、監査の質改善、共同監査制度の導入によ

---

73) BEIS, *Restoring trust in audit and corporate governance* ([https://assets.publishing.service.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment\\_data/file/970676/restoring-trust-in-audit-and-corporate-governance-command-paper.pdf](https://assets.publishing.service.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment_data/file/970676/restoring-trust-in-audit-and-corporate-governance-command-paper.pdf)).

74) <https://hansard.parliament.uk/commons/2019-12-19/debates/04F97B9D-C5E5-4253-96BE-9E7B17F775B1/Queen%E2%80%99SSpeech>.

75) <https://www.gov.uk/government/publications/queens-speech-december-2019-background-briefing-notes>.

76) [https://assets.publishing.service.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment\\_data/file/1074113/Lobby\\_Pack\\_10\\_May\\_2022.pdf](https://assets.publishing.service.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment_data/file/1074113/Lobby_Pack_10_May_2022.pdf).

77) BEIS, *Restoring trust in audit and corporate governance: Government response to the consultation on strengthening the UK's audit, corporate reporting and corporate governance systems*, May 2022 ([https://assets.publishing.service.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment\\_data/file/1079594/restoring-trust-in-audit-and-corporate-governance-govt-response.pdf](https://assets.publishing.service.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment_data/file/1079594/restoring-trust-in-audit-and-corporate-governance-govt-response.pdf)).



る監査市場の競争環境の整備、財務報告に関する取締役の義務遂行状況の監視、会計専門職の監督強化、破産手続規制の改正を、改革の柱とすることを明らかにした<sup>78)</sup>。検討の俎上に載っている改正がすべて実施されれば、英国の会社法の「景色」には大きな変化が生じることになるだろう。

## 8.2 会社登記制度の改正と経済犯罪の抑止

英国会社法に関してもう1つ変化が生じているのが、会社登記制度である。BEIS と会社登記所は、2019年に会社登記所による情報収集とそのチェックのあり方について意見聴取を行った<sup>79)</sup>。これには1320件の意見・コメントが寄せられ、政府は2020年9月にそれらに対する回答を公表した<sup>80)</sup>。政府提案の主な意図は、国際的な犯罪者による英国会社制度の濫用を抑えることである。取締役および会社を支配しているおもだった者の身元確認に関して、会社登記所がデータのクロスチェックを行うことが提案されている。また、取締役の兼任数の上限の問題も取り上げられたが、一般からのコメントを踏まえ差し当っては登記情報の正確性の確保に重点を置くこととされた。

その後2022年2月に至り、経済犯罪（透明性と執行）法案（Economic Crime (Transparency and Enforcement) Bill<sup>81)</sup>）に取りまとめられ、同年3月に、2022年経済犯罪（透明性と執行）法（Economic Crime (Transparency

---

78) 本稿脱稿直前の時点においては、法案に対するさまざまな見解が表明されている。一例として、Opinion, “A legislative agenda that favours ‘red meat’ over real reform UK government delays to overhaul the audit market are a false economy”, Financial Times, 11 May 2022.

79) BEIS, *Corporate Transparency and Register Reform*, May 2019 ([https://assets.publishing.service.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment\\_data/file/819994/Corporate\\_transparency\\_and\\_register\\_reform.pdf](https://assets.publishing.service.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment_data/file/819994/Corporate_transparency_and_register_reform.pdf)).

80) BEIS, *Corporate Transparency and Register Reform: Government response to the consultation on options to enhance the role of Companies House and increase the transparency of UK corporate entities*, September 2020 ([https://assets.publishing.service.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment\\_data/file/925059/corporate-transparency-register-reform-government-response.pdf](https://assets.publishing.service.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment_data/file/925059/corporate-transparency-register-reform-government-response.pdf)).

81) [https://assets.publishing.service.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment\\_data/file/1057822/DRAFT\\_Economic\\_Crime\\_Transparency\\_and\\_Enforcement\\_Bill.pdf](https://assets.publishing.service.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment_data/file/1057822/DRAFT_Economic_Crime_Transparency_and_Enforcement_Bill.pdf).

and Enforcement) Act 2022) として成立した<sup>82)</sup>。その主要な目的は、外国会社の登記制度改正によるマネーロンダリング等の企業犯罪の抑止と、法令違反に対する制裁の強化にある。外国人所有者による英国資産を通じた資金洗浄の防止と、多くの汚職に関わるとされているロシア新興財閥（オリガルヒ）に対する不明財産に関する命令（Unexplained Wealth Order; UWO）の適切な発出を確保するものである。

同法では、新たな登録制度として「外国事業者登録（Register of Overseas Entities）」を創設した。これにより、英国に不動産を所有する匿名の外国人で一定の要件を満たすものに身元開示を義務づけ、犯罪者がペーパーカンパニーを利用して身元を隠すことを防止するとともに、英国財産を資金洗浄の手段として利用している者を法執行機関が追及することを容易にしようとしている。登録義務の違反に対しては、民事上の制裁のほかには刑事罰（罰金または拘禁刑）が科される。

## 9 英国会社法の展望

EU 離脱後間もない現時点において、短期的には EU と英国の関心事の重なりはそれほど大きくないようにも見える。大陸法国の楔から解かれた英国会社法が「独自の道」を歩むことは何ら妨げられない。

中期的にその可能性があるのが、改正 EU 株主権指令を実行した国内法令の廃止であろう<sup>83)</sup>。改正株主権指令は、長期保有株主を優遇する制度を導入した。そのために上場会社は、一定割合を超えて発行済株式を保有する株主の特定に関する情報を取得する権利を与えられる（株主権指令 3a 条 1 項）。一方、機関投資家、投資運用事業者（asset manager）および議決権行使助言会社に対して、透明性を確保することを目的とした規制が導入されている（株主権指令 3 g 条 1 項）。EU からの正式離脱が遅れ、EU 指令を国内法令に反映させるための措置を

---

82) <https://www.legislation.gov.uk/ukpga/2022/10/contents/enacted>. 法案提出から立法までの迅速さの背景には、2022 年 2 月に始まったロシアによるウクライナへの侵攻がある。

83) Andrew Johnston, *supra* note 46, p. 3.

との期限（2019年6月10日）が到来してしまうことになったため、英国はその手続に入ったのであるが、規制対象となる機関投資家等から過重な負担であるとの声が上がってくれば、改廃に向けた流れが生まれるかもしれない。

一方、労働組合会議（Trade Union Congress）は、EU 離脱によって労働者の権利に EU との格差が生じることに強い抵抗を示している<sup>84)</sup>。2019年に越境組織再編指令 160k 条にまとめられた組織再編時における情報提供（information）と協議（consultation）についての労働者の権利の縮減をめぐって、政労の対立が生じることも考えられる<sup>85)</sup>。

それらの変化によって、英国法と EU 法の間溝が生まれることで、英国への直接投資に影響が出る可能性があることは否定できない<sup>86)</sup>。しかし、英国海峡を跨いだ商取引はこれからも継続してゆき、また各国の企業に影響を与える事象やビジネスの方法に違いはないため、長期的に見れば重なる部分が大きくなると推測される<sup>87)</sup>。企業活動のグローバル化によって、起業しようとする者はどの国でも同じ要因の影響を受けるようになっていく。行政機関も立法機関もこの点を認識したうえで、他国での起業や国内企業の他国への移転の難易度を意識せざるを得ないであろう。大企業にとって、国際的に活動している投資家の影響はますます大きくなっていく。投資家は、投資家として得られるべき権利を期待しており、それが実務上も理論上も確保される法域に目を向けるためである。

それと並行して、EU 会社法の動きに見られるように、社会の中での会社のあり方や、会社の活動によって影響を受けるステークホルダーに対しての会社の義務に関する議論が、これまでにない高まりを見せている。SDGs を通じて、とりわけ気候変動とそれに対する会社の責任と役割についての認識は世界レベルで深

---

84) The TUC's ten-point plan to protect jobs, rights and public services after Brexit, 30 December 2020 (<https://www.tuc.org.uk/sites/default/files/2020-12/postbrexitdeal10pointplan.pdf>).

85) Andrew Johnston, *supra* note 46, p. 3.

86) Pavlos Masouros & Thomas Papadopoulos, 'The Impact of Brexit on UK Company Law', 13 *European Company Law Journal* 6, 208 (2016).

87) M. Gelter & A. Reif, 'What Is Dead May Never Die: The UK's Influence on EU Company Law', 40 *Fordham Int'l L.J.* 1413, 1440-41; John Birds et al, *Boyle & Birds' Company Law*, 10th Ed, LexisNexis, 2019, p. 55; V. Knapp, *supra* note 63, p. 199.

まりつつある。加えて、AIの進化が人びとの生活に革新的な変化をもたらすことが予想されており、会社においても自然人ではなくアルゴリズムを取締役とすることすら可能であるという意見さえある<sup>88)</sup>。そうなると、アルゴリズムが行った意思決定に、会社あるいは取締役がどのように責任を負うかという新たなそして困難な問題点が出てくる。EU離脱後の英国とEUの関係にかかわらず、両者は、企業が責任ある方法で持続的に社会に利益を生み出せるように、会社法にとっての最善策について考えを共有することが求められてくるであろう<sup>89)</sup>。その意味で、EU離脱によりいったんは発散 (divergence) してゆくかに見える英国会社法とEU会社法は、再び収斂 (convergence) の方向に向かうことになるかもしれない。その方向が伝統的な英米法のアングロサクソン・モデルであるか、EUが推進する究極のステークホルダー・モデルであるかは、温暖化の「ポイント・オブ・ノーリターン」が近づきつつあるとされる地球社会の持続可能性を左右することになるかもしれない<sup>90)</sup>。

本稿は2021年度東京経済大学個人研究助成費（研究番号21-22）による成果である。

---

88) 例えば、「土俵が変わる (1) AI社長の下で働けますか (新産業創世記)」『日本経済新聞』2016年5月17日、堀義人「AIに経営見解求める未来」『日経産業新聞』2016年3月4日。

89) 例えば、Gregory A. Campbell, 'Brexit and the cross-border conundrum', IFLR, 34, September 2017 は、国際的な経営破綻案件において各国法の調和と一貫性のある措置の重要性を強調する。

90) 例えば、斎藤幸平『人新世の「資本論」』19頁 (集英社、2020)、「社説：温室効果ガス46%削減／国際公約 実現に具体策を」『河北新報』2021年5月4日、内閣官房「気候変動対策推進のための有識者会議 (第4回) 議事要旨」2021年7月5日〔十倉雅和経団連会長発言〕 (<https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/kikouhendoutaisaku/dai4/gijiyousi.pdf>) など参照。なお、山本良一『気候危機』(岩波書店、2020) 第1章・第2章には、気候危機に関して示されてきた科学的知見が簡潔にまとめられている。